平成２５年（フ）第３２２号
栃木県宇都宮市上大曽町406番地２
債務者　石嶋　城一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２１０号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目５番７号　セラコーポ山本302号
債務者　原田　拓生
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１４号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅１棟1001号
債務者　森井　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５０号
岡山市南区福島４丁目４番24号　サンハイツK101、旧住所岡山県倉敷市新田3143番地13
債務者　瀬川　佳恵
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３号
静岡県島田市船木1883番地の56
債務者　梅澤　正希
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４号
静岡県島田市船木1883番地の56
債務者　梅澤　　綾
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１５号
東京都調布市柴崎２丁目43番地４プラザ調布101
債務者　富樫　喜一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３６号
東京都あきる野市野辺572番地１クレールメゾン202号
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３７号
東京都あきる野市野辺572番地１クレールメゾン202号
債務者　吉田ひとみ（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７３号
静岡県浜松市西区佐浜町2201番地の２
債務者　沖田　宣史
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
静岡県浜松市東区上西町1164番地の１
債務者　清水　秀子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
岡山市北区田益1235番地１　２
債務者　東　　義明
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５４号
岡山市北区田益1235番地１　２
債務者　東　美知子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４号
広島県福山市東手城町１丁目20番10号、旧住所広島県福山市引野町５丁目70番地
債務者　岩本　愿子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３１５号
栃木県佐野市赤見町837番地４
債務者　岩﨑佳代子（旧姓竹ノ内）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９９４号
大阪市住吉区杉本２丁目26番32―108号
債務者　本﨑　貴年
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部